

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日のときは、その翌日)

## 目 次

- ◇規 則 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則  
鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
- ◇訓 令 現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令
- ◇告 示 生活保護法による医療機関の指定  
保険医等の登録  
鳥取県農業改良資金貸付基準の一部改正  
土地改良区の役員の就任  
土地改良区の役員の就退任  
土地改良法による換地計画の決定  
土地改良事業計画の適否の決定(六件)  
土地改良法による換地計画の適否の決定  
解除予定の保安林(三件)  
土地収用法による事業の認定  
鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

## 規 則

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年七月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第六十一号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第三号の項中「五年」を「七年」に改め、同表の第十一号の項を次のように改める。

十一 りんごわい化栽培技術導入資金 りんごのわい化栽培を行うために必要な資材の購入に要する資金

五年以内

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年七月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十二号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第六十七号及び第六十八号中「千三百円」を「千五百円」に改め、同表第六十七号中「千円」を「千二百円」に改め、同表第六十七号及び第七十二号中「四百円」を「四百五十円」に改め、同表第六十七号及び第七十四号中「千円」を「千二百円」に改め、同表第六十七号中「七百円」を「八百五十円」に改め、同表第六十七号及び第七十七号中「二百円」を「二百五十円」に改め、同表第六十八号中「百円」を「百二十円」に改め、同表第九十四号中「一万三千円」を「一万五千円」に改め、同表第九十四号の二中「三千円」を「四千円」に改め、同表第九十四号の三中「二万円」を「二万四千円」に改め、同表第九十四号の七中「七万円」を「八万円」に改め、同表第九十五号中「四千元」を「四千五百円」に、「九千元」を「一万二千円」に、「二万二千円」に、「四万円」を「四万五千円」に、「五万五千円」を「六万七千元」に、「七万五千円」を「八万九千元」に、「九万五千円」を「十一万円」に、「十三万円」を「十六万円」に、「三万五千円」を「四万五千円」に、「八万円」を「十万円」に、「十一万円」を「十三万円」に、

「十六万円」を「二十万円」に、「二十一万円」を「二十六万円」に、「二十八万円」を「三十四万円」に、「三十万円」を「四十万円」に改め、同表第九十六号中「三十万円」を「四十万円」に、「四千五百円」を「五千五百円」に改め、同表第九十七号中「二万円」を「二万四千円」に改め、同表第九十八号中「一万二千円」を「一万四千円」に改め、同表第九十九号中「三千円」を「三千五百円」に、「九千元」を「一万円」に、「一万八千元」を「二万二千円」に、「三万円」を「三万七千元」に、「四万五千円」を「五万二千円」に改め、同表第九十九号の二中「三千円」を「三千五百円」に、「五千元」を「六千元」に改め、同表二百号中「七百元」を「九百元」に、「七千元」を「九千元」に改め、同表第二百一号中「二百円」を「二百五十円」に改め、同表第二百二号中「五万五千円」を「六万七千元」に、「八万円」を「十万円」に、「十一万円」を「十三万円」に、「十六万円」を「二十万円」に、「二十一万円」を「二十六万円」に、「二十八万円」を「三十四万円」に、「三十万円」を「四十万円」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十六年八月一日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第五号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正す

る訓令を次のように定める。

昭和五十六年七月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和四十三年五月鳥取県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表の総務管財課の項第二号中

作業服（上衣）	一	二四	を	作
作業服（ズボン）	一	二四		作

に改め、同表の広報文書課の項の次に消防防災

業服（上衣）	二	六〇
業服（ズボン）	二	六〇

課の項として次のように加える。

消防防災課	保安係の職員のうち高圧ガス及び火薬類の取締りの業務に従事する職員	作業服（上衣）	一	三六	図一のうちの上衣のとおり
		作業服（ズボン）	一	三六	図一のうちのスボンのとおり

別表の検査課の項及び林務課の項中

一	二四	を	二	六〇	に改
一	二四		二	六〇	

め、同表の造林課の項を次のように改める。

造林課	経営係の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服（上衣）	二	六〇	図一のうちの上衣のとおり
		作業服（ズボン）	二	六〇	図一のうちのスボンのとおり
		ヤツケ	一	三六	
		ズカラパンシュー	一	三六	

別表の建築課の項及び管繕課の項中

一	二四	を	二	六〇	に改
一	二四		二	六〇	

め、同表の福祉事務所の項の次に精神薄弱者更正相談所の項として次のように加える。

精神薄弱者更正相談所	心理判定員の職務に従事する職員	訪問服（上衣）	一	四八	図一四のうちの上衣のとおり
		訪問服（ズボン）	一	四八	図一四のうちのスボンのとおり

別表の母来寮の項第一号中「白衣

二	四八	を	二	四八	白衣
一	二四		二	四八	白衣

（半袖）

二	四八	に改め、同項第二号中「予防衣	二	四
一	二四		二	四

八」を

予防衣	二	四八	に改め、同表の岩井長者寮の項第
白衣（半袖）	一	四八	

表の積善学園の項第二号中	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八
に改め、同項第二号中	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八
に改め、同表の喜多原学園の項第一号中	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八
に改め、同表の皆成学	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八
園の項第一号中	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八
に改め、同項第二号中	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八
を	作業服(夏上衣)	二六〇	を	二六〇	作業服(冬上衣)	二六〇	を	二六〇	作業服(ズボン)	二六〇
	図三のうちの上衣のとおり	二六〇		図三のうちの上衣のとおり	二六〇			図三のうちの上衣のとおり	二六〇	
	図三のうちの上衣のとおり	二六〇		図三のうちの上衣のとおり	二六〇			図三のうちの上衣のとおり	二六〇	
	図三のうちの上衣のとおり	二六〇		図三のうちの上衣のとおり	二六〇			図三のうちの上衣のとおり	二六〇	
	図三のうちの上衣のとおり	二六〇		図三のうちの上衣のとおり	二六〇			図三のうちの上衣のとおり	二六〇	

に改め、同項第二号中	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八
に改め、同表の整肢学園の項第一	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八
号中	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八
に改め、同表の消費生活センターの項中	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八
に改め、同表の保健所の項第一中	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八
衣	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八
衣(半袖)	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八
に改め、同項第四号及び第五号を次のように改	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八
める。	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八
四 予防係、獣疫係及び	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八
衛生係の職員(歯科衛	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八
生士、栄養士、診療放	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八
射線技師及び診療エツ	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八
作業服(上衣)	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八
作業服(ズボン)	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八
図一のうちの上	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八
衣のとおり	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八
図一のうちの上	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八
衣のとおり	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八
図一のうちの上	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八
衣のとおり	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八	を	二二四八	白衣	二二四八

クス線技師の職務に従事する職員を除く。			
五 食品衛生係及び監視指導係の職員	作業服(上衣)	作業服(ズボン)	図一のうちの上衣のとおり
	一 三六	一 三六	図一のうちのズボンのとおり

別表の衛生研究所の項第一号中 白衣

二 二四

「を」  
 白衣  
 作業服(上衣)  
 二 二四  
 六〇  
 図一のうちの上衣のとおり  
 に改め、

同項第三号中 白衣

二 二二

「を」  
白衣

衣  
 二 一一  
 二 六〇  
 図一のうちの上衣のとおり

に改め、同表の病院の項第八

号中  
 作業服(上衣) 一 二四  
 作業服(ズボン) 一 二四  
 「を」  
 作業服(上衣) 二 六〇  
 作業服(ズボン) 二 六〇

に改め、同表の工業試験場の項第一号中

白衣

二 三六

「を」  
 白衣  
 作業服(上衣)  
 二 三六  
 六〇  
 図一のうちの上衣のとおり  
 に

改め、同表の農業改良普及所の項第二号中 白衣

二 六〇

「を」  
 白衣  
 作業服(上衣)  
 二 六〇  
 作業服(ズボン) 二 六〇  
 図一五のうちの上衣のとおり  
 図一五のうちのズボンのとおり

に改め、同表の食品加工研究所の項中 白衣

二 三六

「を」  
 白衣  
 作業服(上衣)  
 二 三六  
 六〇  
 図一のうちの上衣のとおり  
 に改

め、同表の農業経営大学校の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同表の林業試験場の項中 二 三六  
 「を」  
 ゴム製半長靴 一 三六  
 キヤラバンシュ 一 三六  
 一ズ  
 に改め、同表の水産試験所の項第一号

中「飼養科」を削り、同項の次に栽培漁業試験場の項として次のように加える。

栽培漁業試験場	生産技術科及び増殖開発科の業務に従事する職員	白衣	二 六〇	図一のうちの上衣のとおり
		作業服(上衣)	二 六〇	図一のうちのズボンのとおり
		作業服(ズボン)	二 六〇	

別表の大山農地開発局の項中

「 ゴム製半長靴

一 三六

」を

安 ゴ

△製半長靴

全靴

一 三六  
一 三六

に改め、同表の県税事務所地方農林振興局の項

第二号中

作業服(上衣)

一 二四

作業服(スポン)

一 二四

作業服(上衣)

二 六〇

作業服(スポン)

二 六〇

に改める。

別表の図の一四の項の次に一五の項として次のように加える。

一五



附 則

この訓令は、昭和五十六年七月三十一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百八十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づ

き、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十六年七月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あさくら歯科医 院	米子市西福原六九四の五	昭和五十六年七月二十日

鳥取県告示第六百八十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十六年七月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
門 脇 敬 一	鳥医第二、六四三号	昭和五十六年七月一日
井 田 尚 志	鳥医第二、六四四号	昭和五十六年七月三日

山田 一仁	鳥医第二、六四八号	昭和五十六年七月十日
白水 恵子	鳥業第四六一号	"
金 克己	鳥業第四六〇号	昭和五十六年七月六日
石田 暁宏	鳥医第二、六四七号	"
倉 信 正	鳥医第二、六四六号	"
谷口 信行	鳥医第二、六四五号	"

鳥取県告示第六百八十二号

鳥取県農業改良資金貸付基準（昭和五十三年十一月鳥取県告示第千十三号）の一部を次のように改正する。

昭和五十六年七月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一技術導入資金の表の第二号の項の(二)中

発酵乾燥施設（発酵乾燥機、発酵槽、混合かくはん機等）の設置に要する費用

乾燥機、搬送機、置に要する費

を

発酵乾燥施設（発酵乾燥機、発酵槽、通風装置、かくはん機、搬送機等）の設置に要する費用

に、

発 鶏 は

発酵乾燥施設を設置する場合にあつては、一セット（牛については成牛五〇頭分、豚については成豚二五〇頭分、鶏については成一〇、〇〇〇羽分）につき

四、二三三、〇〇〇円

を

発酵乾燥 豚二五〇 発酵槽に つては、 (牛につ について

機（乾燥ドラム）による発酵乾燥施設を設置する場合にあつては、一セット（牛については成牛五〇頭分、豚については成頭分、鶏については成鶏一〇、〇〇〇羽分）につき

四、二三三、〇〇〇円

に改め、同表の第三

よる発酵乾燥施設を設置する場合にあつては、一セット いては成牛五〇頭分、豚については成豚二五〇頭分、鶏 は成鶏一〇、〇〇〇羽分）につき

一六、五七〇、〇〇〇円

号の項中「五一、〇〇〇円」を「二三、〇〇〇円」に改め、同表の第五号の項の(二)中「三一、〇〇〇円」を「三五、〇〇〇円」に、「四九、〇〇〇円」を「二一、〇〇〇円」に、「五四、〇〇〇円」を「五〇、〇〇〇円」に、「六八、〇〇〇円」を「四九、〇〇〇円」に、「一六六、〇〇〇円」を「一八一、〇〇〇円」に、

いも類又は豆類の場合にあつては、耕地一〇

四

アールにつき  
六、〇〇〇円

を

いも類又は豆類の場合にあつては、耕地一〇アールにつき  
二一、〇〇〇円

に、「四八、〇〇〇円」を「二三、〇〇〇円」に改め、同表の第六号の項  
中「四〇四、〇〇〇円」を「四六〇、〇〇〇円」に改め、同表の第七号の  
項中「一、三八三、〇〇〇円」を「一、四八〇、〇〇〇円」に改め、同表  
の第八号の項中「一八九、〇〇〇円」を「二〇九、〇〇〇円」に、「一  
五、〇〇〇円」を「一一三、〇〇〇円」に、「一、二五〇、〇〇〇円」を

「一、四一七、〇〇〇円」に、

中型の保温飼育施設を設置する場合にあ  
つては、一セット(蚕種一〇箱分)につき  
三〇八、〇〇〇円

を

中型の保温飼育施設を設置する場合にあ  
つては、一セット(蚕種五箱分)につき  
三一七、〇〇〇円

に、「二二八、〇〇〇円」

を「二二七、〇〇〇円」に、「六五四、〇〇〇円」を「四八一、〇〇〇円」  
に、「三二七、〇〇〇円」を「二四一、〇〇〇円」に、「一八二、〇〇〇  
円」を「一六八、〇〇〇円」に、「九〇〇、〇〇〇円」を「一、〇八五、  
〇〇〇円」に改め、同表の第十号の項中「三二五、〇〇〇円」を「三八三、  
〇〇〇円」に、「三七八、〇〇〇円」を「四二八、〇〇〇円」に改め、同  
表の第十一号の項を次のように改める。

十一りんごわい 化栽培技術導入 資金	苗木、支柱、防 虫用又は防風用 の網及び土壌改 良資材の購入に 要する費用	耕地一〇アール につき 一、二五、〇〇〇円	八月、九月、 十月又十一月 は二月又は三 月
--------------------------	---	-----------------------------	---------------------------------

第二農家生活改善資金の表の第三号の項の(ハ)中「共同安全施設」を「共  
同運動施設」に改める。

鳥取県告示第六百八十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定  
に基づき、次のとおり土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたの  
で、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年七月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

日南町土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 松尾 新一 日野郡日南町大字多里二五〇
- 森 一由 " 七四一
- 池内 実 " 大字湯河八三
- 坪倉 清明 " 四三〇
- 松尾 幸雄 " 大字新屋二五五一



浅野 茂 四四〇

榎原 茂人 四六九

小田 正博 三七二

近藤 寿治 一四二六

戸田 幸寿 大字萩原七六

金谷 幸男 四三八

西村 友昭 六一七

原明 和実 四五三

守家 勤 七六三

大森 友義 一〇九七

山内 正夫 大字多里六六二

高橋 武 大字湯河八九

浜田 勅滋 大字新屋一七六五―六

福田伊佐武 大字萩原一二三九―二

土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和五十六年七月十日就任 任期第一回総会まで

鳥取県告示第六百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年七月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

稲光井手土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 林原 清 西伯郡大山町大字唐王六七一

片山 繁雄 大字清原一三四

片山 昭郎 大字野田二四九

高虫 開平 大字上中高二八

坂田 保 大字中高三七五―一

大塚 英雄 大字神原一七二

池田 達夫 大字平二九五

山内 勝次 大字妻木六八二

金川 豊 大字稲光六 一六

山根 克一郎 大字上万四一八

山根 亮 四三八

田中 篤雄 大字莊田六四一

任期満了により退任

稲光井手土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 林原 清 西伯郡大山町大字唐王六七一

瀬川 正 大字清原二八二

瀬尾 賢一 大字野田二五九

高虫 開平 大字上中高二八

" 坂田 金時 大字中高四二三  
 " 大塚 泰雅 大字神原一四九  
 " 杉谷 完一 大字平二七八  
 " 山内 正一 大字妻木六八二  
 " 金川 豊 大字稲光六  
 " 本多 明 八六  
 " 山根 和雄 大字上万四三八  
 " 山根 準一 四七一  
 " 小谷 朋史 大字莊田七三

昭和五十六年三月三十一日開催の通常総代会において総選挙の結果当選し、同年五月五日就任 任期四年

日野川左岸土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 長谷川貞夫 米子市諏訪五七三

昭和五十五年三月二十五日同人の申出により退任

日野川左岸土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 吉川 右一 西伯郡岸本町大殿五四三

昭和五十六年二月二日死亡により退任

日野川左岸土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 石原 勲 米子市諏訪五一四

" 野口 勇夫 西伯郡岸本町大殿三一五  
 昭和五十六年三月二十九日開催の通常総代会において補欠選任され同年四月一日就任 任期昭和五十七年七月六日まで

勝田川土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 森 進 東伯郡赤碕町大字赤碕一四八三一

昭和五十六年六月十六日同人の申出により退任

勝田川土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

監事 財賀 弘 東伯郡赤碕町大字佐崎一五四一一

昭和五十六年六月十六日資格喪失により退任

勝田川土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 中井 勲 東伯郡赤碕町大字竹内三七二

監事 財賀 幸紀 大字佐崎一四五

昭和五十六年六月二十三日開催の臨時総会において補欠選挙の結果当選し、同年七月一日就任 任期昭和五十八年十二月三日まで

米子市石州府土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 高橋 博隆 米子市石州府四三五

" 野坂 松衛 " 四三三

" 高橋 定 " 四四三

野坂智賀雄	四四八	飯盛山土地改良区
野坂 反次	四五四	退任した役員の氏名及び住所
高橋 誠治	四三一	理事 奥田 優 八頭郡佐治村大字津無三六〇
高橋 順	四二一	岡島 智栄 大字古市二二二一
金澤 昭正	西伯郡岸本町押口一三二	青柳 弟次 大字津野三八四
角田 實	一一〇	前田 宏 大字津無六〇八一
山下 精	三八	西尾 文雄 六六
西澤 計治	一六六	西尾 幸男 四五四
古前 金雄	米子市石州府四〇八	田中 謙 大字大井三二二
高橋 孝明	福万五九四一	前田 寛文 大字津無一〇八
山中 馨	西伯郡岸本町押口一一一	
監事		
土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和五十六年七月七日就任 任期第一回総会まで		

小谷 拓	四三三	飯盛山土地改良区
小谷徳郎左衛門	大字加瀬木三八九	就任した役員の氏名及び住所
任期満了により退任		理事 奥田 優 八頭郡佐治村大字津無三六〇
前田 長壽	八四	前田 長壽
西尾 豊壽	五九四一三	西尾 豊壽
西尾 隆之	四七九	西尾 隆之
岡島 克江	大字古市二二二一	岡島 克江
青柳 弟次	大字津野三八四	青柳 弟次
西尾 文雄	大字津無六六	西尾 文雄
西尾 明敏	大字加瀬木一三四〇	西尾 明敏
前田 宏	大字津無六〇八一	前田 宏
山下 篤	二五三	山下 篤
昭和三十六年六月三日開催の臨時総会において選任され、昭和五十六年六月二十七日就任 任期三年		

鳥取県告示第六百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、中山地区第二工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項

の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年七月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年八月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

### 鳥取県告示第六百八十六号

昭和五十六年五月二日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良（晩田地  
区農業用排水と農道整備、区画整理及び農地造成を一体とした事業）事  
業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二  
十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第  
八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年七月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年八月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第六百八十七号

昭和五十六年六月十五日付けで日野町から申請のあつた土地改良（安原  
地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土  
地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項におい  
て準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年七月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年八月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十八号

昭和五十六年六月三十日付けで河原町から申請のあつた土地改良（古川地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年七月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年八月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十九号

昭和五十六年六月十日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良（勝負谷地区農地造成）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年七月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年八月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十号

昭和五十六年六月十日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良（福本地

区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年七月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年八月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十一号

昭和五十六年六月二十日付けで関金町から申請のあつた土地改良(大河

原地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年七月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年八月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十二号

昭和五十六年六月二十九日付けで三朝町から申請のあつた吉田地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年七月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年八月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年七月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字赤波字メカラチ奥影平ノ一 一七八七（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百九十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年七月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町三栄字雁田山一五五八の一、一五五八の九（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百九十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年七月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西野字越道七四八、七四八の一、七四八の二、七四八の四、七四九、七四九の一、七四九の三、七五〇の一、字小屋ノ谷一二五三の一、字越道山一二六三の三、一二六三の五、一二六三の六、一二六三の八、一二六三の九(以上一四筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百九十六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年七月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

溝口町

二 事業の種類

溝口町立町民体育館及びテニスコート建設事業

三 起業地

1 収用の部分 日野郡溝口町長山字喜濟田、字小坂上、字畦高及び字

ゴマギ地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

溝口町役場

鳥取県告示第六百九十七号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正する。

昭和五十六年七月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表中

中浜農業協同組合	本 所	境港市小篠津町
----------	-----	---------

を

中浜農業協同組合

本 所

境港市財ノ木町

に改める。